

ペットフード関連資料

平成20年8月26日

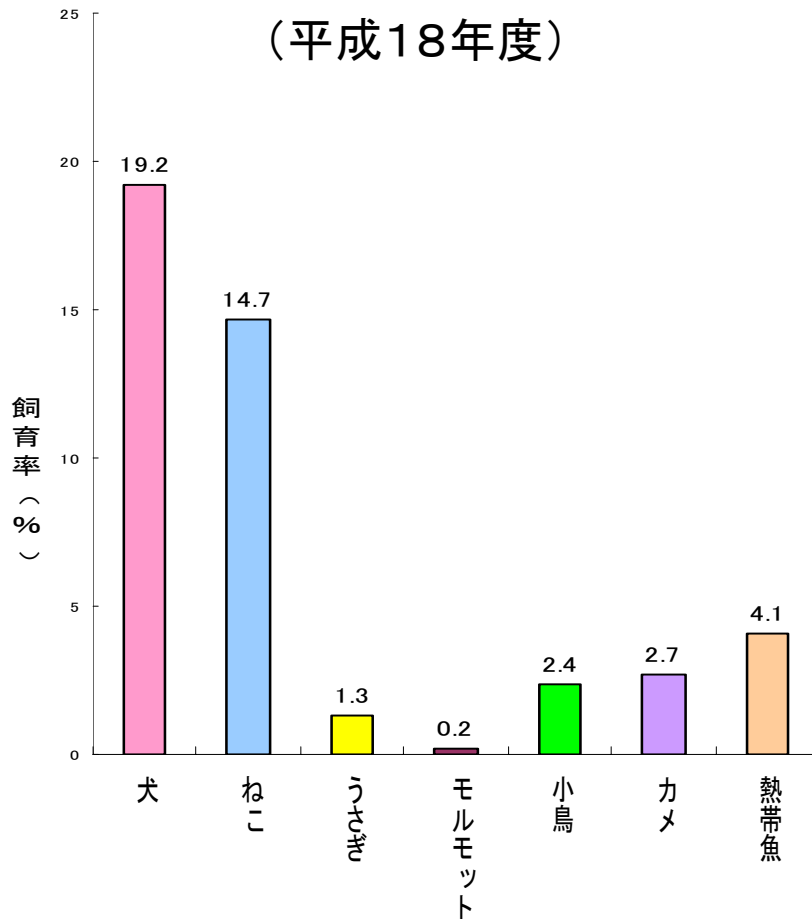
目 次

1. ペット飼育の動向
2. ペットフードの種類
3. ペットフードの製造・輸入・流通実態
4. 我が国のペットフード(製品)の輸入状況
5. 我が国の飼料原料(ペットフード原料)の輸入状況
6. ペットフード公正取引協議会の概要
7. ペットフードの表示に関する公正競争規約
8. 公正競争規約における原材料の表示
9. WTO・SPS通報の概要

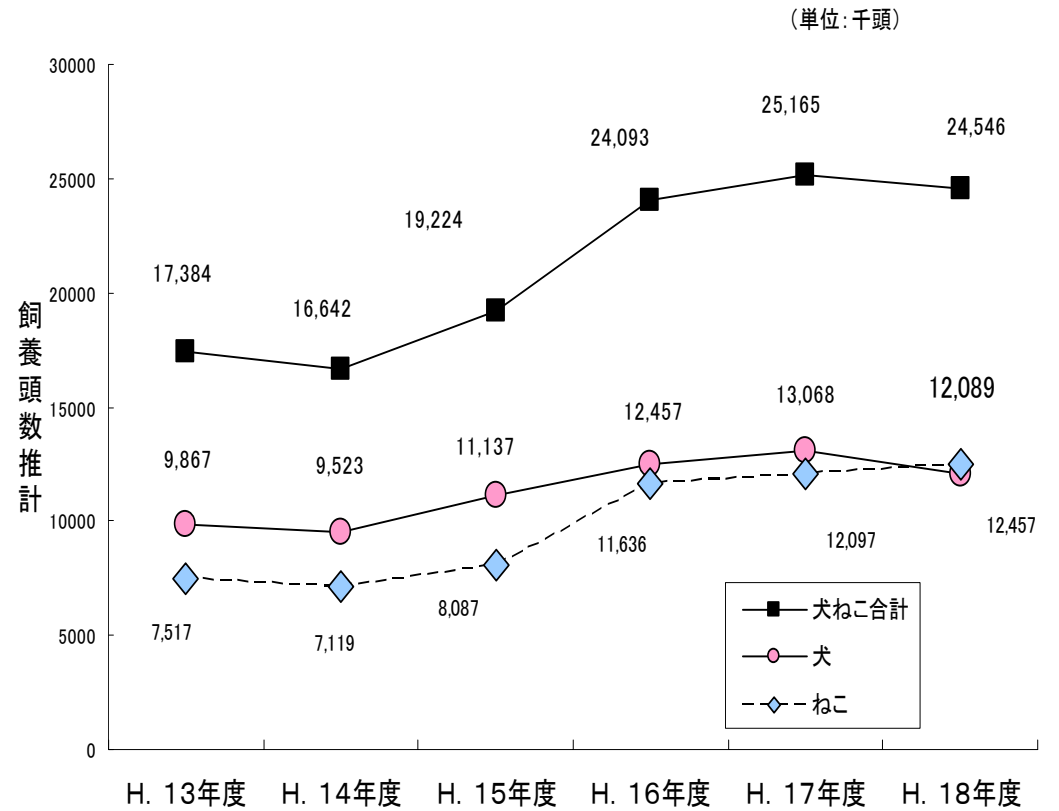
1. ペット飼育の動向

- ペットに占める犬、猫の割合が大きい。
- 犬、猫の飼育頭数は概ね増加の傾向

世帯におけるペットの飼育率
(平成18年度)



犬及び猫の飼育頭数の推移(推計)



出典:ペットフード工業会・全国飼育率調査

2. ペットフードの種類

給与の目的に着目した分類（犬・ねこ用）

総合栄養食	それだけでペットの栄養をまかなえる製品
間食	おやつとして与える製品
その他の目的食	特定の栄養の補給、カロリーの補給、嗜好増進などを目的として与える製品

間食は単一の原料の製品がある。

間食について

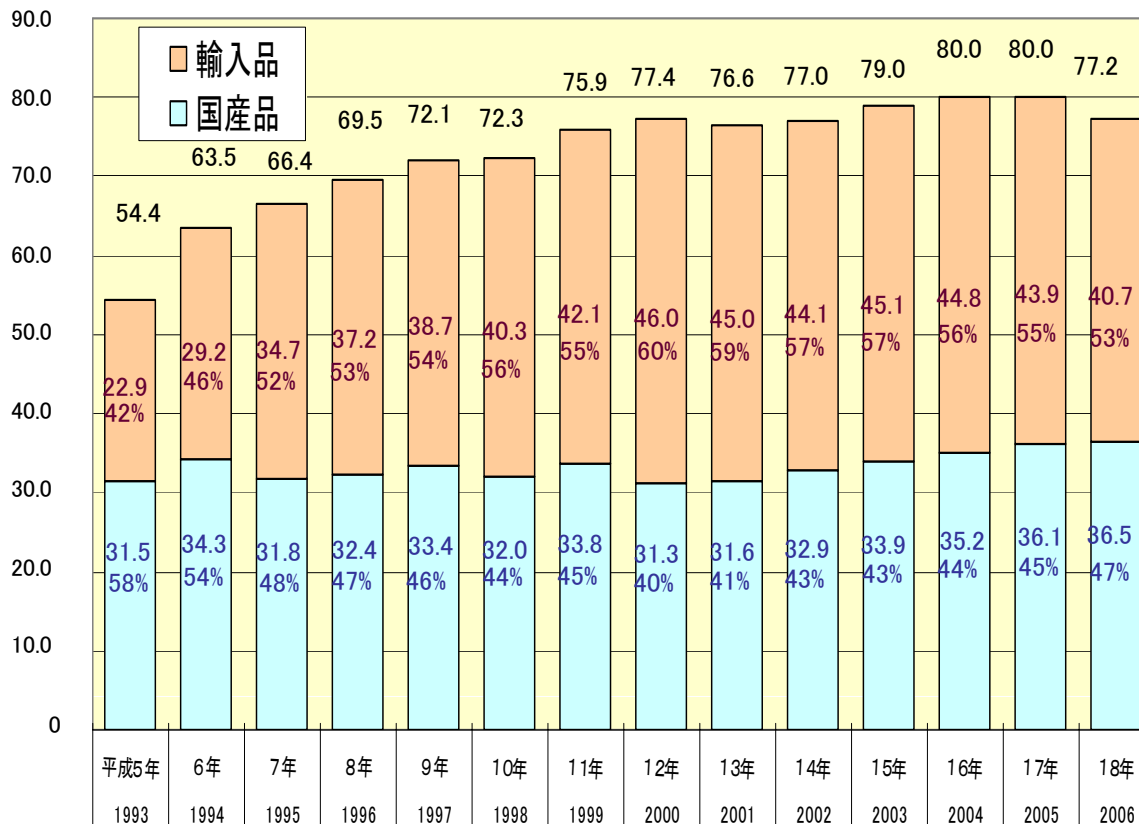
与え方	一般的には、1日当たりのエネルギー所要量の20%以内を給与限量とされている。
種類	【乾燥品】 単一の原材料を乾燥した製品 ササミジャーキー（乾燥肉）、その他畜産乾燥品（筋、耳）、乾燥水産物（煮干） 【加工・成型品】 単一または複数の原材料を加工・成型した製品 ビーフジャーキー、ササミジャーキー（成型品）、ガム（牛皮／コラーゲン） 【その他】 菓子（ビスケット、クッキー、ボーロ）、チーズ

間食として給与するおやつは、単一の原料を用いた製品もあり、ペットに対し全量給与することは想定していない。

3. ペットフードの製造・輸入・流通実態

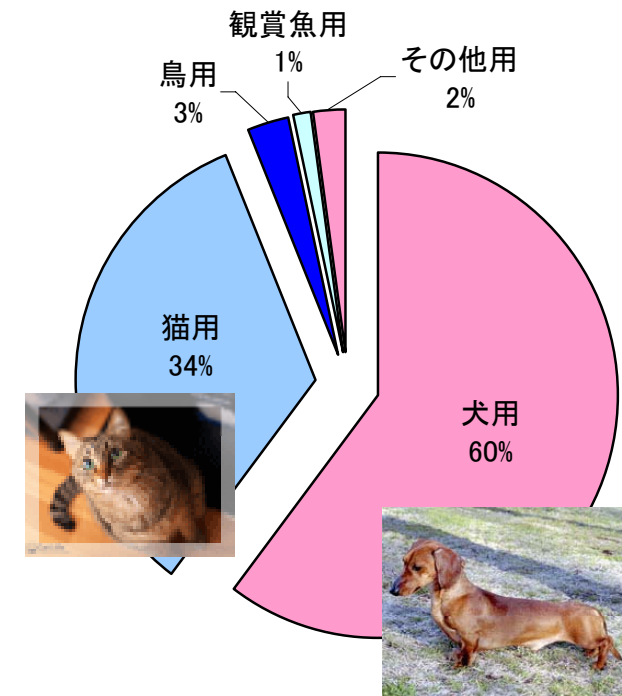
- ペットの飼育拡大、ペットフードへの高い依存率(ペットフードのみを与えている世帯が犬で7割程度、猫で8割程度)により、ペットフードの市場規模は年々拡大
 - 出荷数量：平成5年 54.4万トン → 平成18年 77.2万トン
 - 出荷総額：平成5年 1,762億円 → 平成18年 2,428億円
- ペットフード出荷数量の53%が輸入品(平成18年)
- 犬用及び猫用の合計で全体の94%を占める。

ペットフード出荷数量の推移 (単位:万トン、年度ベース)



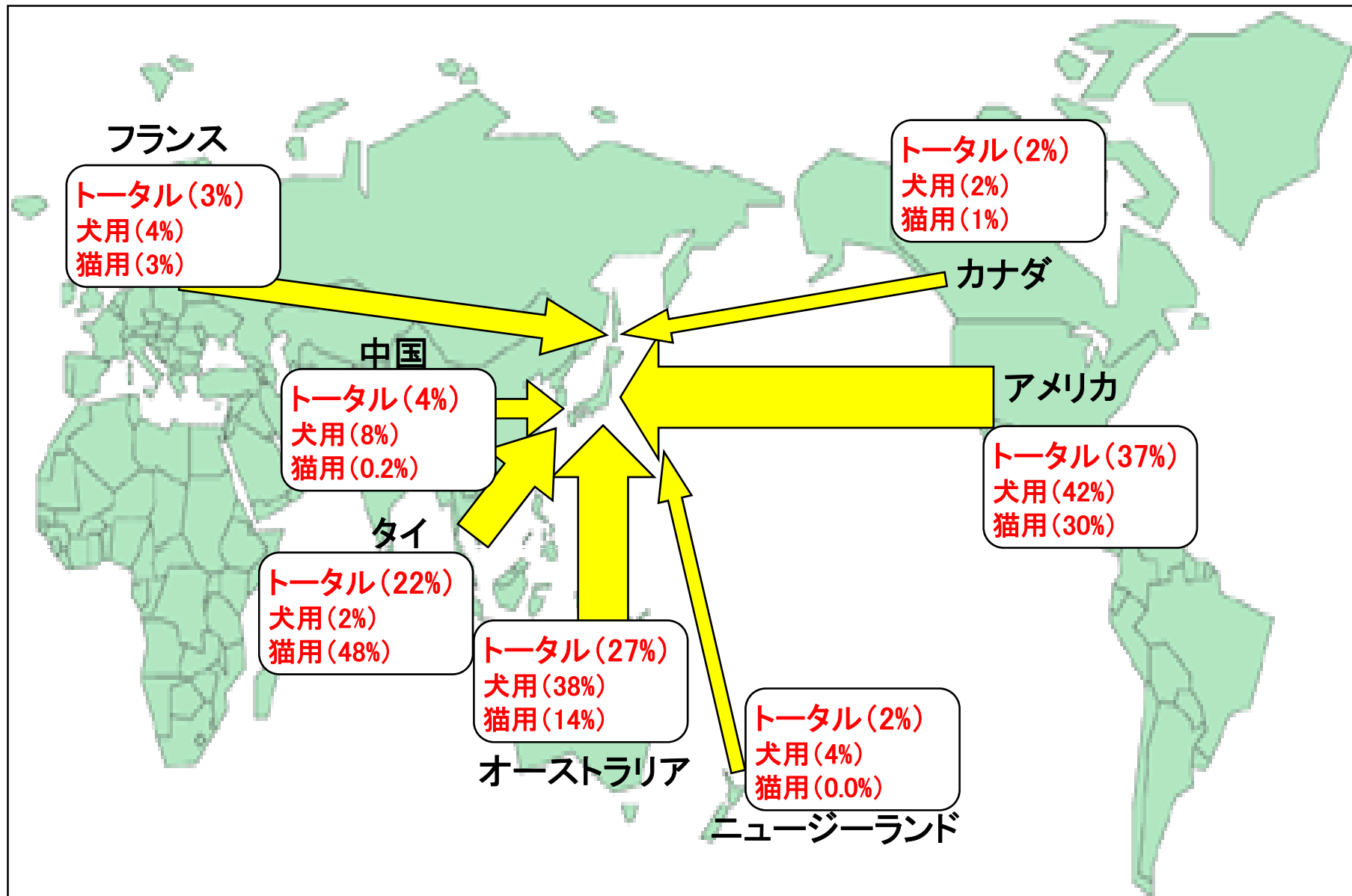
ペットの種類別シェア

(出荷量ベース、平成18年度)



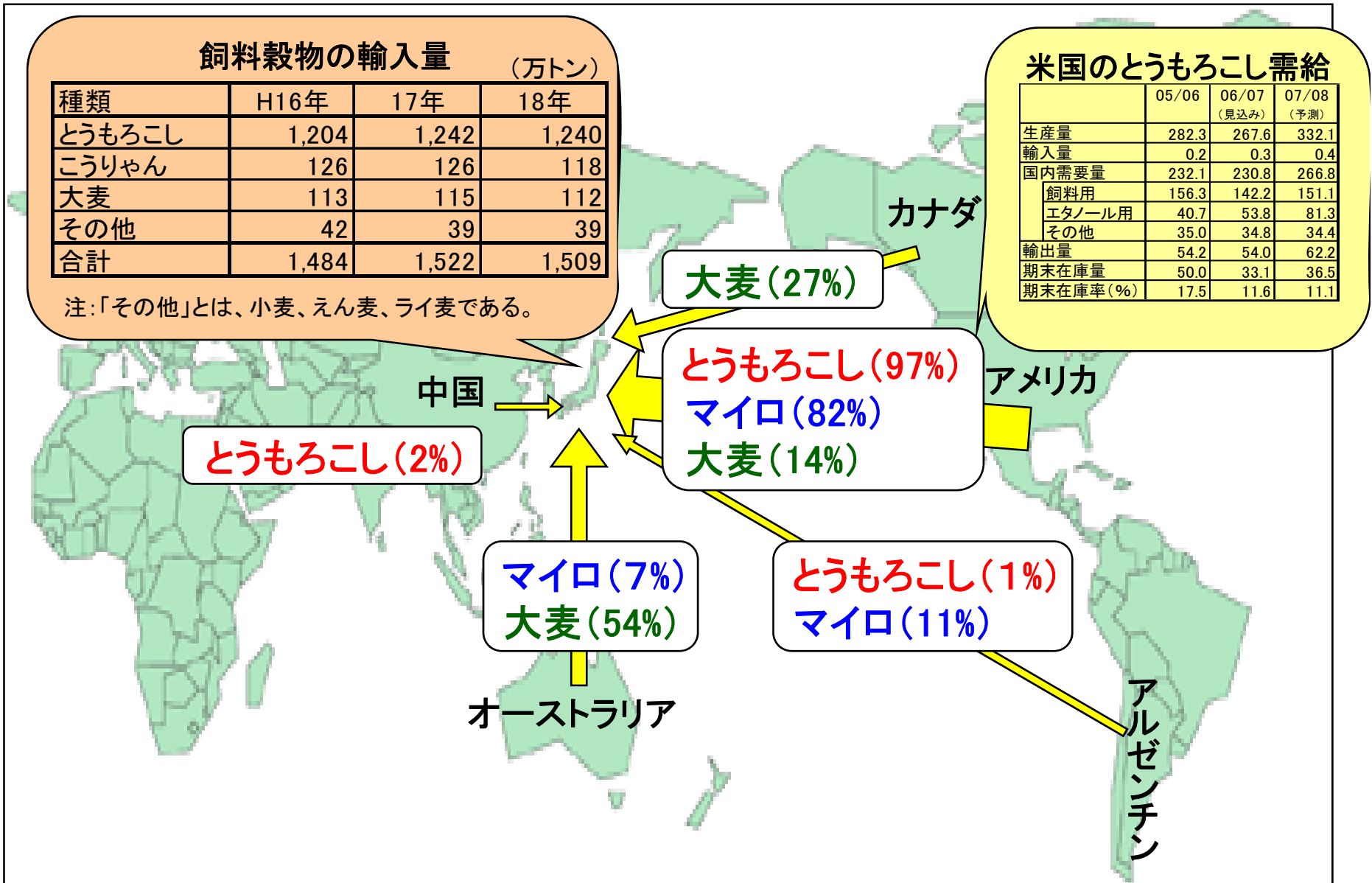
出典: ペットフード工業会・ペットフード産業実態調査

4. 我が国のペットフード(製品)の輸入状況



注: 出典: 平成18年ペットフード工業会・ペットフード産業実態調査

5. 我が国の飼料原料(ペットフード原料)の輸入状況



飼料穀物の輸入量 (万トン)

種類	H16年	17年	18年
とうもろこし	1,204	1,242	1,240
こうりゃん	126	126	118
大麦	113	115	112
その他	42	39	39
合計	1,484	1,522	1,509

注:「その他」とは、小麦、えん麦、ライ麦である。

米国のとうもろこし需給

	05/06	06/07 (見込み)	07/08 (予測)
生産量	282.3	267.6	332.1
輸入量	0.2	0.3	0.4
国内需要量	232.1	230.8	266.8
飼料用	156.3	142.2	151.1
エタノール用	40.7	53.8	81.3
その他	35.0	34.8	34.4
輸出量	54.2	54.0	62.2
期末在庫量	50.0	33.1	36.5
期末在庫率(%)	17.5	11.6	11.1

注: 括弧内の%はH18年次輸入量の各穀物の国別シェア
 資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (January 11, 2008)」

6. ペットフード公正取引協議会の概要

1. 設立の目的

「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の円滑かつ適正な運営を運用する任意団体（設立：昭和49年）で、規約を通じ、公正な競争の確保と消費者保護に寄与。

2. 会員：46社（19年5月現在）

国内製造者、輸入販売者など表示の責任を持つ事業者（ブランドオーナー）が加入。国内販売量の90%以上をカバーする。

3. 主な活動内容

- ・公正競争規約の協議会内外への周知徹底と理解啓発
- ・公正競争規約の遵守状況の調査と違反の対応手続（ペットフード「試買検査会」の開催など）
- ・公正競争規約及び関連法令違反の未然防止の取組み（会員内外への表示講習会の実施など）

7. ペットフードの表示に関する公正競争規約

1. 不当景品類及び不当表示防止法に基づきペットフード公正取引協議会が制定した表示に関する基準。
2. 制定には、消費者団体、流通団体、有識者の意見・評価を必ず受け、その後に公正取引委員会から認定されなくてはならない。
3. 公正競争規約による表示事項とその記載例は右図のとおり。

ドッグフード

■成犬用総合栄養食

■内容量:3kg

■与え方:成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■賞味期限:031212

■成分:粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料:穀物(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、動物性油脂、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国:日本

■発売元:ABCペットフード・カンパニー
〒100-0000 渋谷区渋谷〇〇町1-2-3
製品に関するお問い合わせ 03(1234)5678

この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。

8. 公正取引規約における原材料の表示

原材料名の表示は、使用量の多い順に、次の事項を記載する。

- ・原料・・・主な原料を穀類、でん粉類等の分類名、又はとうもろこし、コーンスターチ等の個別名で記載。
- ・添加物・・・ペットフードの製造に使用した添加物の個別名を記載。添加物を甘味料、着色料、増粘安定剤、酸化防止剤および発色剤の目的で使用した場合は、用途名も併記。

【表示例】

- ① 肉類、穀類、ビタミン類、増粘多糖類
- ② 肉類(ビーフ、チキン)、穀類(小麦)、ビタミン類(A、D)、増粘安定剤(カラギナン、グァーガム)
- ③ ビーフ、小麦、チキン、ビタミンA、ビタミンD、増粘安定剤(カラギナン、グァーガム)

注：主な原料の合計が80%以上となること。単品で10%以上使用している原料名は必ず表示
表示面積が限られている場合は、栄養強化剤の個別名称は省略可能

9. WTO・SPS通報の概要①

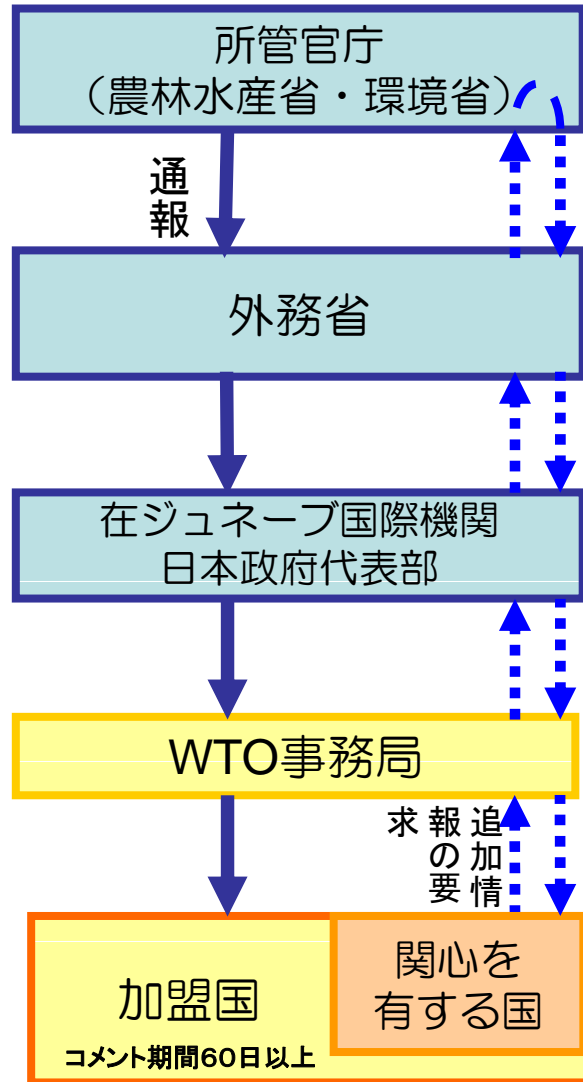
○SPS通報とは

WTOのSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、他の加盟国に対して規制（SPS措置）の新たな導入や変更を事前に知らせることにより、諸外国の貿易への影響を少なくすることを目的として行われます。

対象となる品目、その規制の目的と必要性、規制の内容等をWTO事務局を通じて他の加盟国に通報することにより行われ、他の加盟国は、通報した国へ質問やコメントを行うことができます。

9. WTO・SPS通報の概要②

○SPS通報の手続の流れ

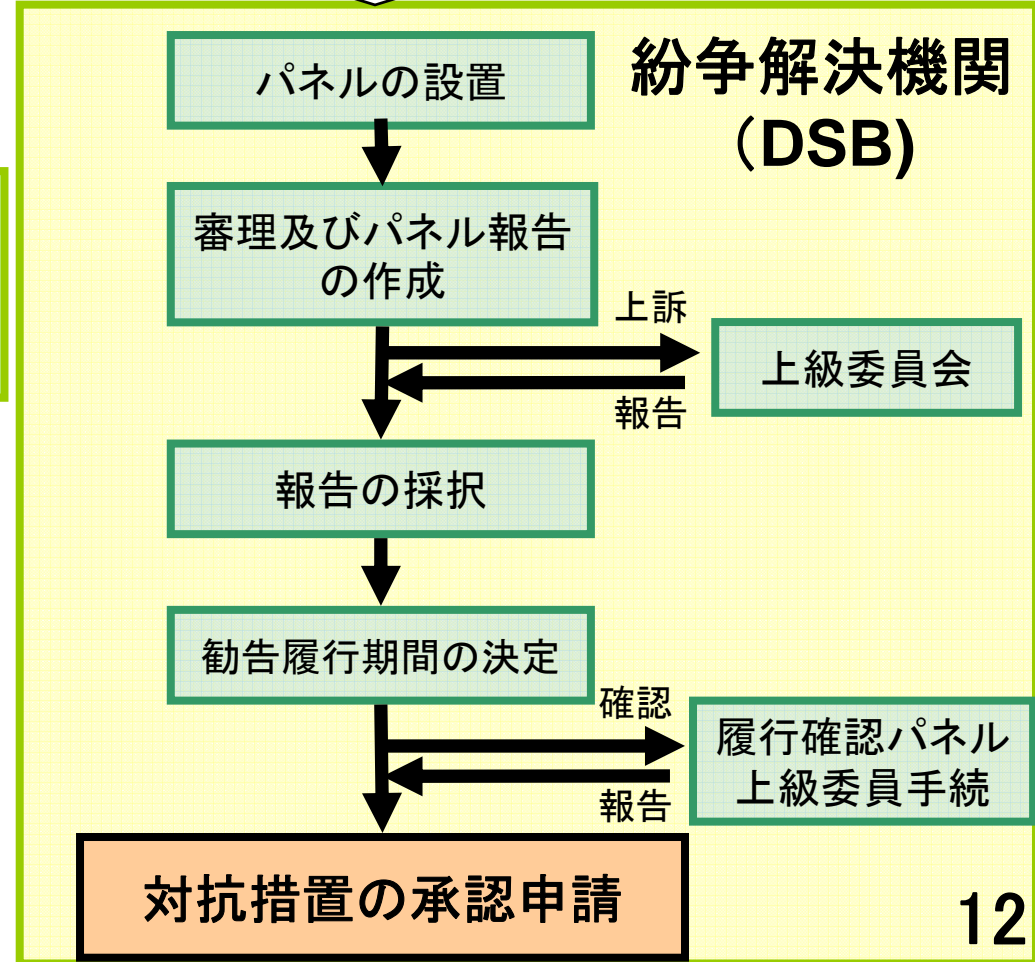


- 二国間(バイ)協議※1
- SPS委員会における問題提起※1

※1 複数の手段の組み合わせで実施

上記によって問題が解決されない場合 ※2

提訴 ※2 SPS委員会における解決が困難な場合のみDSBへ提訴



解決されない場合